

5	景観の形成 (1) 自然景観の保全 ○地域の自然的・社会的特性に配慮しながら、山岳景観や河川景観、農村景観、海岸景観などの自然景観の保全に努めます。	農地整備課	3 景観の形成 (1) 自然景観の保全 ○多様な動植物や貴重な植物の生息空間や美しい景観の提供などの多面的機能の発揮や保全活動の支援事業を10地区で実施。(棚田等保全活動協賛事業) ○砂防事業を実施する箇所においては、多様な自然環境を保全し、次世代へ引き継いでいくため、「鹿児島県溪流環境整備計画」に基づき、地域の特性に応じたタキメ細やかな溪流環境の整備を推進。 ○鹿児島市(寺山、慈眼寺)及び伊佐市の風致地区内における建築物の建築等については、条例で規制。
189	○都市地域における良好な自然景観を有している土地については、適正に保全するとともに、必要に応じて風致地区等の指定を検討します。	都市計画課	○鹿児島市(寺山、慈眼寺)及び伊佐市の風致地区内における建築物の建築等については、条例で規制。
190	(2) 歴史的遺産を活用した景観の形成 ○旧集成館等の「九州・山口の近代化産業遺産群」の世界文化遺産登録に向け、協議会によるシンポジウムの開催など普及啓発の取組を進めます。	世界文化遺産課	(2) 歴史的遺産を活用した景観の形成 ○小学生向けの副読本の作成・配布を実施したほか、共生・協働事業によりNPO法人と協働するなど広く普及啓発を行った。
191	○歴史的遺産を活用し、周辺環境との調和のとれた景観の形成を促進します。	世界文化遺産課	○歴史的遺産の保護・活用等について、関係自治体との協議等を実施した。
		地域政策課	○市町村に対し、「歴史まちづくり法」の内容・活用法等についての情報を提供。
		文化財課	○伝統的建造物群保存地区での修理・修景事業を実施。
192	(3) 適切な誘導、規制措置による景観の形成 ○良好な景観の形成に関する施策の基本となる事項を定めた景観条例等に基づき、本県の個性豊かで良好な景観の形成を促進します。	地域政策課	(3) 適切な誘導、規制措置による景観の形成 ○本県の特色を生かし、県、市町村、県民、事業者等が一体となった景観形成を推進するため、「鹿児島県景観条例」に基づき、景観形成の普及啓発のための景観セミナーや景観表彰等を実施。また、景観形成の実践活動への支援としての景観アドバイザーの派遣、景観に配慮した公共事業の推進のための庁内連絡会議の開催や技術職員に対する研修などを実施。
193	○都市地域において、周辺景観との調和に配慮し、良好な市街地環境の形成を図るため、必要に応じ、地区計画等の指定を検討します。	都市計画課	○これまでに、鹿児島市や鹿屋市において、鴨池ニュータウン業務地区、伊敷グリーンヒル地区等の計21地区の地区計画を決定。
194	○屋外広告物に関する広報・啓発や規制・誘導を行い、街の美観の形成を促進します。	都市計画課	○屋外広告物の表示等に許す「知事が定める町村の区域」として、天城町を追加(24町村中23町村となった)し、規制・誘導を推進。
195	○風力発電施設の設置については、「県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン(平成21年12月)」に基づき、良好な景観の保全に努めます。	地域政策課	○風力発電施設の設置について、「県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」を運用し、良好な景観の保全に努めた。
196	(4) 各種事業による景観の形成 ○市町村による個性あるまちづくりや街並保存、地域特有の街路並木づくりなど景観の形成を促進します。	道路維持課	(4) 各種事業による景観の形成 ○平成23年度は事業なし。
197	○市町村における景観計画策定への助言等のほか、景観アドバイザーの派遣を通じて地域の主体的・積極的な取組を支援します。	地域政策課	○市町村等の景観づくりや計画づくりに対し、景観アドバイザーを派遣。 ○市町村や地域づくり団体等を対象団体とする景観アドバイザーの派遣。 ○NPO、自治会等を対象とする住民等による景観形成の取組に対する支援の実施。(「地域ぐるみ景観づくり活動支援」)
198	○みどりによる美しい景観づくりを効果的に進めるため、自然環境と調和した道づくりや森林整備による景観形成を推進します。	森林経営課	○多様で健全な機能を発揮する森林を育成するため、間伐や枝打等の森林整備を実施。
199	○電線類の地中化事業を推進し、景観対策を図ります。	道路維持課	○鹿児島市東線他1路線で整備。
		港湾空港課	○平成23年度は事業なし。
6	大気環境の保全 (1) 環境基準の達成維持 ○大気汚染の常時監視を実施し、環境基準の達成維持を図るとともに、平成21年9月に環境基準に設定された微小粒子状物質(PM2.5)についても、早急に監視体制の整備を行います。	環境保全課	6 大気環境の保全 (1) 環境基準の達成維持 ○本県の大気環境は、17測定局(鹿児島市調査分を含む)における常時監視の結果、二酸化硫黄や浮遊粒子状物質、光化学オキシダントで、火山活動や黄砂、大陸からの移流等の要因によって環境基準を達成できなかった測定局があったものの、その他は環境基準を下回っており全体としては、前年度までと同様な状況であった。 ○平成23年度発令実績なし。 ○関係各課及び発令地域対象市町村を対象とした要綱の運用に関する説明会の開催。 ○緊急時の情報伝達手順の確認及び関係職員の習熟を図るため、情報伝達訓練を実施。 ○「有害大気汚染物質観測及び緊急時対策の体制整備に関する取組方針」に基づき、監視体制や情報連絡体制を整備。 ○PM2.5と光化学オキシダントは、密接に関連しており広域汚染の影響を受けるため、それらの実態解明のため、国立環境研究所や他自治体等と共同で基礎的解析等を実施。
200			
201	○光化学オキシダントによる大気汚染に対しては、県光化学オキシダント緊急時措置要綱に基づき、注意報の発令など緊急時の措置を迅速かつ適切に行います。	環境保全課	
202	○光化学オキシダントに係る高濃度現象については、国や九州各県と連携して監視体制、情報連絡体制を整備するとともに、調査研究を進めます。	環境保全課	
		エンター	

			(2) 工場・事業場対策
203	環境保全課	○ばい煙発生施設及び粉じん発生施設の立入検査（74施設）を実施するとともに、ばい煙発生施設の排出基準監視調査（8施設）を実施。	(2) 工場・事業場対策
204	地球温暖化対策課	○「地球環境を守るかごしま県民運動」において、事業所での燃料使用量の削減を具体的行動メニューの一つとして示し、普及啓発。	○ばい煙発生施設及び粉じん発生施設の立入検査（74施設）を実施。 ○「地球環境を守るかごしま県民運動」において、事業所での燃料使用量の削減を具体的行動メニューの一つとして示し、普及啓発。
205	環境保全課	○大気汚染防止法及び公害防止条例に基づくばい煙発生施設等の設置届出等の受理審査段階や苦情があった場合など、必要に応じ事業者を指導。	○大気汚染防止法及び公害防止条例に基づくばい煙発生施設等の設置届出等の受理審査段階や苦情があった場合など、必要に応じ事業者を指導。
206	環境保全課	○特定粉じん排出等作業実施届出箇所への立入検査（117件）を実施。	○特定粉じん排出等作業実施届出箇所への立入検査（117件）を実施。
	環境保全課	○県内5地点において、一般環境におけるモニタリング調査を実施。	○県内5地点において、一般環境におけるモニタリング調査を実施。
	環境保全課	○関係各課、鹿児島労働局、鹿児島市等で構成するアスベスト関係機関連絡会議において、建築物などのアスベスト使用状況等を取りまとめ、県ホームページで公表した。	○関係各課、鹿児島労働局、鹿児島市等で構成するアスベスト関係機関連絡会議において、建築物などのアスベスト使用状況等を取りまとめ、県ホームページで公表した。
	環境保全課	○届出事提出時及び立入検査時に、飛散防止等についての指導を実施。	○届出事提出時及び立入検査時に、飛散防止等についての指導を実施。
		(3) 自動車排出ガス対策	(3) 自動車排出ガス対策
207	道路建設課 道路維持課	○幹線道路やバイパスなど体系的な道路整備及び交差点の改良を実施。	○幹線道路やバイパスなど体系的な道路整備及び交差点の改良を実施。
208	県警交通規制課	○交通管制センターエリア内へ5交差点を拡大整備するとともに円滑化対策地区等67交差点において信号機改良を実施し交通の安全と円滑化を図った。	○交通管制センターエリア内へ5交差点を拡大整備するとともに円滑化対策地区等67交差点において信号機改良を実施し交通の安全と円滑化を図った。
209	交通政策課	○国土交通省において実施された「モーダルシフト等推進事業」が有効に活用されるように、運送事業者、荷主等に対して周知を行った。	○国土交通省において実施された「モーダルシフト等推進事業」が有効に活用されるように、運送事業者、荷主等に対して周知を行った。
	地球温暖化対策課	○関係市、運輸事業者及び経済団体等で構成する「鹿児島都市圏地球温暖化防止交通対策協議会」において、鹿児島都市圏における通勤手段を、可能な限りマイカーから公共交通機関等へ転換を進める「エコ通勤」に取り組み、「エコ通勤を推進する鹿児島における低炭素地域計画」に基づき、自動車通勤者を対象とする独自の割引制度の実施。「エコ通勤」ポスターやリーフレットを作成し、公共交通機関等の利用促進策を実施。	○関係市、運輸事業者及び経済団体等で構成する「鹿児島都市圏地球温暖化防止交通対策協議会」において、鹿児島都市圏における通勤手段を、可能な限りマイカーから公共交通機関等へ転換を進める「エコ通勤」に取り組み、「エコ通勤を推進する鹿児島における低炭素地域計画」に基づき、自動車通勤者を対象とする独自の割引制度の実施。「エコ通勤」ポスターやリーフレットを作成し、公共交通機関等の利用促進策を実施。
	交通政策課	○県内の公共交通機関のダイヤ、運賃等の情報を提供する「交通ナビかごしま」を運用。	○県内の公共交通機関のダイヤ、運賃等の情報を提供する「交通ナビかごしま」を運用。
	交通政策課	○各バス事業者において、運行ダイヤの改善や車両の低床化や利便性向上策や、バスの利用促進策を実施。	○各バス事業者において、運行ダイヤの改善や車両の低床化や利便性向上策や、バスの利用促進策を実施。
210	環境保全課	○一部の市町村において、コミュニティバスやデマンド型交通の運行を新たに開始。	○一部の市町村において、コミュニティバスやデマンド型交通の運行を新たに開始。
211	地球温暖化対策課	○自動車排出ガス測定局2局（鹿児島市調査分を含む）で常時監視を行うとともに、大気測定車により沿道の環境大気の監視調査を実施。	○自動車排出ガス測定局2局（鹿児島市調査分を含む）で常時監視を行うとともに、大気測定車により沿道の環境大気の監視調査を実施。
212	地球温暖化対策課	○「地球環境を守るかごしま県民運動」において、エコライフデーの11月月別テーマをエコドライブと定め、講習会を実施。	○「地球環境を守るかごしま県民運動」において、エコライフデーの11月月別テーマをエコドライブと定め、講習会を実施。
	地球温暖化対策課	○環境フェア等において啓発。	○環境フェア等において啓発。
	地球温暖化対策課	○県自らが低公害車や低燃費車の導入、アイドリング・ストップの励行など環境保全に取り組み「県庁環境保全率先実行計画」を推進。	○県自らが低公害車や低燃費車の導入、アイドリング・ストップの励行など環境保全に取り組み「県庁環境保全率先実行計画」を推進。
	管財課	○県及び市町村において、低公害車を導入するとともに、民間団体等では、ハイブリッド車を中心に導入を推進。	○県及び市町村において、低公害車を導入するとともに、民間団体等では、ハイブリッド車を中心に導入を推進。
213	都市計画課	○特殊車両（4台）を除き、低公害車21台を購入した。なお、更新車両の約62%について小排気量車へ転換した。	○特殊車両（4台）を除き、低公害車21台を購入した。なお、更新車両の約62%について小排気量車へ転換した。
214	環境保全課	○市街地部の幹線道路等において、必要に応じて植樹帯・植樹すを整備。	○市街地部の幹線道路等において、必要に応じて植樹帯・植樹すを整備。
	環境保全課	(4) 桜島火山ガス対策	(4) 桜島火山ガス対策
	環境保全課	○桜島では、鹿児島市が桜島支所、赤水、有村及び黒神に設置している大気測定局で大気汚染常時監視を行った結果、二酸化硫黄については有村局、黒神及び赤水局で、浮遊粒子状物質については4局全てで環境基準を達成していない。	○桜島では、鹿児島市が桜島支所、赤水、有村及び黒神に設置している大気測定局で大気汚染常時監視を行った結果、二酸化硫黄については有村局、黒神及び赤水局で、浮遊粒子状物質については4局全てで環境基準を達成していない。
7		水・土壌環境の保全	7 水・土壌環境の保全
215	森林経営課	(1) 水循環の確保 ○森林資源の充実や森林の有する公益的機能の高度発揮を図るため、間伐や人工造林等を実施。	(1) 水循環の確保 ○森林資源の充実や森林の有する公益的機能の高度発揮を図るため、間伐や人工造林等を実施。
216	環境保全課	○延べ384回の監視指導を実施し、31件の改善勧告等の行政指導を実施。	○延べ384回の監視指導を実施し、31件の改善勧告等の行政指導を実施。

217	○工場・事業場における節水など水使用の合理化対策を促進します。	地球温暖化対策課	○「地球環境を守るかごしま県民運動」において、重点行動項目を決めて実践行動を推進。
218	○公共施設等において、雨水の貯留施設の整備を図るとともに、循環利用や再生利用を促進します。	建築課	○平成23年度は、県有施設における実施事例なし。
219	○各種の啓発活動の実施により、家庭における節水意識の高揚を図ります。	地球温暖化対策課	○「地球環境を守るかごしま県民運動」において、エコライフデーターの8月のテーマを「環境にやさしい住まい方(節水)」として、実践活動を促進。
220	○主に都市地域において透水性舗装や雨水浸透ますの設置を促進し、雨水の地下浸透を図ります。	都市計画課 生活排水対策室	○雨水浸透ますについて、事業主体である市町村等に対して助言。
221	○地下水の過剰な流み上げは地盤沈下や塩水化などを引き起こすおそれもあることから、市町村における適切な地下水の利用対策を促進します。	環境保全課	○平成23年度は新たな地盤沈下や塩水化の発生事例の報告なし。
222	(2) 公共用水域・地下水の保全 (2)ー1 公共用水域 ○公共用水域（河川、湖沼、海域）の常時監視を実施し、水質の環境基準の達成維持に努めます。	環境保全課	(2) 公共用水域・地下水の保全 (2)ー1 公共用水域 ○環境基準類型指定水域の37河川43水域、4湖沼4水域、8海域24水域、その他の水域の12河川12水域（鹿児島市、鹿屋市、国土交通省調査分含む）について水質調査を実施した結果、健康項目は1地点について環境基準を超過した。生活環境項目については71水域のうち7水域で環境基準を達成していないが、全般的に水質は良好である。
223	○新たに環境基準の類型指定が必要と判断される水域については、現在及び将来の利水や水質等を勘案し、適正な類型指定を行います。	環境保全課	○これまでに、37河川43水域、4湖沼4水域、8海域24水域でBOD又はCODの類型指定、2海域2水域、4湖沼4水域で窒素・リンの類型指定。
224	○水生生物及びその生育環境の保全を図る観点から、水生生物の保全に係る環境基準の類型指定を行います。	環境保全課	○これまでに、37河川38水域、4湖沼4水域で水生生物の保全に係る環境基準の類型指定を行っている。
225	○地域の生活に密着した水域である中小河川や小湖沼等については、市町村による定期的な水質の把握を促進します。	環境保全課	○23市町の271河川8湖沼で実施。また、プールの代用として海水浴場に係る分については、5市町13水域において実施。
226	○県内の主要な海水浴場について、水質の状況を把握し、その結果を公表します。	環境保全課	○推定利用者数が概ね1万人以上の県内26海水浴場について、水質についてはシーズン前及びシーズン中の2回、放射性物質については、シーズン前の1回調査を実施。シーズン前実施分について公表。調査結果は、全て水浴可能な水質。また、放射性ヨウ素、放射性セシウムのいずれも未検出。水質調査項目は、ふん便性大腸菌群数、油膜、COD、透明度、O-157。放射性物質測定調査項目は、ヨウ素-131、セシウム-134、セシウム-137。
227	○地域住民が身近な水環境を率先して保全する環境美化活動を促進します。	河川課	○河川愛護月間（県：5月21日～6月20日、全国：7月1日～7月31日）に33市町村、825団体の36,517人が河川愛護作業に参加。うち12団体を表彰。 ○海岸愛護月間（7月1日～7月31日）28市町村、213団体の25,241人が海岸愛護作業に参加。うち3団体を表彰。 ○定期的に河川や海岸の清掃・美化活動を伴う水辺サポーター151団体4,158人（平成23年度未現在）を認定。 ○各事業において、管理者等と取水量等について十分な打合せを行った。
228	○良好な水環境を維持するためには、水質の管理のみならず、水量の確保が必要です。このため、河川等からの取水に当たって十分配慮します。	農地整備課	
229	(2)ー2 地下水 ○地下水の水質保全を図るため、地下水の常時監視調査を実施し、地下水の環境基準の達成維持に努めます。	環境保全課	(2)ー2 地下水 ○平成元年度から地下水の常時監視調査を実施しており、平成23年度までに2,737井戸で実施。
230	○地下水の汚染が確認された地域については、水道への切り替え等適切な措置を指導するとともに、経年的なモニタリングを実施します。	環境保全課	○165井戸について、水質測定計画に基づく調査を実施した結果、35井戸（うち継続監視調査井戸は29井戸）が環境基準を超過。飲用井戸については、関係課と連携を図り水道への切り替え等を指導。
231	○工場・事業場におけるトリクロエチレンなどの有害物質の使用状況等を把握するとともに、安全な溶剤への切り替えや適正な使用・管理等を促進します。	環境保全課	○トリクロエチレン等の有害物質を使用する工場・事業場に対する立入検査等を実施。
232	○農畜産業においては、適正な施肥や家畜排せつ物の処理など環境と調和した農業を推進します。	食の安全推進課	○健全な土づくりと土壤診断に基づく適正な施肥の推進により、化学肥料の10アール当たり施肥量は、75.3%（H22/H18比）に削減。
233	○有害物質の地下浸透防止の指導を徹底します。	畜産課 環境保全課	○家畜排せつ物の適正処理を推進するための指導を実施。 ○有害物質を使用する工場、事業者等に立入等を実施。